

## ○昭和町ネーミングライツ事業実施要綱

令和7年8月5日

告示第65号

### 昭和町ネーミングライツ事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の所有する公共施設等又は町が実施する事業等の愛称を命名する権利を法人等に付与することで、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 町の所有する公共施設等又は町が実施する事業等をいう。ただし、町が相当でないと認めた対象施設等については、この限りでない。
- (2) ネーミングライツ 条例で定める対象施設等の名称とは別に、当該対象施設等で使用する愛称を付与する権利及びこれに附帯する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 町との契約によりネーミングライツを付与された法人等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 町が、公募により決定したネーミングライツパートナーと契約を締結し、町がネーミングライツを付与することにより、当該ネーミングライツパートナーからその対価を得ることをいう。

#### (基本原則)

第3条 町長は、対象施設等の設置の目的に支障を生じさせない方法によりネーミングライツ事業を実施するとともに、当該対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業により町が得た対価については、対象施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。
- 3 町は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、対象施設等の愛称を使用するものとする。ただし、条例で定める当該対象施設等の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称等を使用できるものとする。

#### (規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる事業者は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が営業する事業者及び第6号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者
- (5) 町税等を滞納している事業者
- (6) 町から指名停止を受けている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 政治性又は宗教性のある事業を行う事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 対象施設等の指定管理者の事業目的と競合するもの（指定管理者制度導入施設である場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業者

（愛称の範囲）

第5条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、対象施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から町民の理解が得られるものであり、次にいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本語又は英語（アルファベット）等により表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (2) 商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動と認識されるおそれのないもの

（ネーミングライツの付与期間）

第6条 ネーミングライツを付与する期間は、町の所有する公共施設等については原則3年以上とし、町長とネーミングライツパートナーの協議により決定する。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、ネーミングライ

ツを付与する期間を町長が別に定めることができる。

2 前項に定めるもののほか、町が実施する事業等については当該事業ごとに付与する期間を定める。

(費用負担)

第7条 ネーミングライツに伴う町とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(募集の種類)

第8条 ネーミングライツ事業に係る募集の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めることとする。

- (1) 特定募集型 町が選定した対象施設等について愛称を募集するもの
- (2) 提案募集型 対象施設等（前号の規定により選定したものを除く。）について提案を募集するもの

(募集)

第9条 町長は、特定募集型については、ネーミングライツ料その他募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、町ホームページ、広報紙等への掲載により広く募集するものとする。

2 町長は、提案募集型については、あらかじめ募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、随時応募を受付するものとする。

(事前相談)

第10条 ネーミングライツの提案募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ事前相談書（様式第1号）を町長に提出し、提案内容等について、あらかじめ確認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提案内容等の可否について決定したときは、ネーミングライツ事前相談回答書（様式第2号）により相談者に通知するものとする。

(応募)

第11条 ネーミングライツの特定募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ申込書（様式第3号）を、前条第2項の通知を受けネーミングライツの提案募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ提案書（様式第4号）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の様式を提出する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類

- (2) 定款（公益法人においては寄附行為）又はこれらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書又はこれらに類する書類
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 直近1年分の納税に関する証明書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(審査)

第12条 町長は、ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、昭和町ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画財政課長
- (4) ふるさと納税推進課長
- (5) 総務係長
- (6) 政策秘書係長
- (7) 企画情報係長
- (8) ふるさと納税推進係長
- (9) その他の職員

3 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に規定する委員のほか、審査する内容に関連する課長等を、臨時の委員として指名することができる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

6 審査会は、次に掲げる事項の審査を行う。

- (1) ネーミングライツの対象施設等に関すること。
- (2) 特定募集型に係る募集要項の内容に関すること。
- (3) 愛称の妥当性に関すること。
- (4) ネーミングライツパートナーとなる優先交渉者の選定に関すること。
- (5) 提案募集型の提案内容に関すること。
- (6) 前各号のほか、ネーミングライツ事業を行うに当たり必要な事項に関すること。

7 町長は、審査会が提案募集型による申込みを審査した結果、特定募集型の手続によるこ

とが相当であると判断したときは、対象施設等のネーミングライツ事業を特定募集型とする旨の決定をすることができる。

(会議)

第13条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、ふるさと納税推進課において処理する。

(決定及び通知)

第15条 町長は、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定した場合は、優先交渉者に対し、ネーミングライツ優先交渉者決定通知書（様式第5号）により通知し、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。
- 3 町長は、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ審査結果通知書（様式第6号）により審査結果を通知するものとする。

(契約)

第16条 町長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第17条 ネーミングライツパートナーは、町長が指定する期日までに、当該年度分のネーミングライツ料を一括で納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが法律、条例、規則、要綱等の法令及び契約内容に違反したとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) ネーミングライツの付与期間中に第4条に掲げる事業者に該当したとき。

2 町長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ契約解除通知書(様式第7号)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第19条 前条第1項の規定により契約を解除した場合において、第16条の規定により既に納入されたネーミングライツ料があるときは、これを返還しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項ただし書の規定により納入済みのネーミングライツ料を返還する場合は、納付されたネーミングライツ料から掲載した期間(当該期間が1月末満であるとき又は当該期間に1月末満の端数があるときは、当該期間又は端数期間を1月とする。)に係るネーミングライツ料を月割りで算出した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を差し引いた額を返還するものとする。

(次回の契約)

第20条 ネーミングライツパートナーは、当該対象施設等に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第7条関係）

費用負担の区分	町	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更 (施設看板、道路標識等)		○

現状回復費用			<input checked="" type="radio"/>
パンフレット、封筒等の町の印刷物 又はウェブページの表示変更	<input checked="" type="radio"/>		

注1 敷地内外の表示の変更及び新規看板等の設置は、町や関係機関と協議の上実施する  
ものとする。

注2 印刷物の表示変更の内容は、印刷物の現存部数、改訂の時期等を考慮し、協議の上  
決定する。

様式第1号(第10条関係)

ネーミングライツ事前相談書

年 月 日

昭和町長 様

所在 地  
申込者 法人等の名称  
代表者職氏名

昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり応募します。

施設名又は事業名			
愛 称 案			
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む)		
ネーミングライツ料以外の対価	[金額換算した時の相当額 円]		
希望 契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年間)		
対象施設等の選定理由、応募の趣旨、質問等			
連絡先	担当者		
	部 署		
	T E L		
	E-mail		

様式第2号(第10条関係)

ネーミングライツ事前相談回答書

第 号  
年 月 日

様

昭和町長

年 月 日付の事前相談について、次のとおり決定しましたので、昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第10条第2項の規定により回答します。

施設名又は事業名	
対象施設等への提案に対する可否	<input type="checkbox"/> 提案を可とする <input type="checkbox"/> 提案を不可とする (理由)
その他の質問等に対する回答	

様式第3号(第11条関係)

ネーミングライツ申込書

年　月　日

昭和町長 様

所 在 地

申込者 法人等の名称

代表者職氏名

昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり応募します。

施設名又は事業名	
愛 称 案	
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む)
希望 契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年間 )
応 募 の 動 機 (対象施設等の魅力向上や 地域貢献につながる提案)	
地域活動等に係る理念	
連 絡 先	担 当 者
	部 署
	T E L
	E-mail

(添付書類) ※法人その他の団体の場合は、次の書類を添付すること。

- 法人等の概要を記載した書類
- 定款(公益法人においては寄附行為)又はこれらに類する書類
- 法人の登記事項証明書又はこれらに類する書類
- 直近1年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- 直近1年分の納税に関する証明書

様式第4号(第11条関係)

ネーミングライツ提案書

年　月　日

昭和町長 様

所在 地  
申込者 法人等の名称  
代表者職氏名

昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり提案します。

施設名又は事業名			
愛称案			
愛称の理由			
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む)		
ネーミングライツ料以外の対価	[金額換算した時の相当額 円]		
希望契約期間	年　月　日から 年　月　日まで ( 年間)		
提案の理由 (対象施設等の選定理由)			
連絡先	担当者		
	部署		
	T E L		
	E-mail		

(添付書類) ※法人その他の団体の場合は、次の書類を添付すること。

- 法人等の概要を記載した書類
- 定款(公益法人においては寄附行為)又はこれらに類する書類
- 法人の登記事項証明書又はこれらに類する書類
- 直近1年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- 直近1年分の納税に関する証明書

様式第5号(第15条関係)

ネーミングライツ優先交渉者決定通知書

第 号  
年 月 日

様

昭和町長

年 月 日付の応募について、次のとおり決定しましたので、昭和町ネーミング  
ライツ事業実施要綱第15条の規定により通知します。

施設名又は事業名			
愛 称			
契 約 期 間	年 年	月 月	日から 日まで( 年間)
ネーミングライツ料	年 額	円 (消費税及び地方消費税を含む)	
	総 額 ( 年間)	円 (消費税及び地方消費税を含む)	

様式第6号(第15条関係)

ネーミングライツ審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

昭和町長

年 月 日付の応募について、次のとおり決定しましたので、昭和町ネーミング  
ライツ事業実施要綱第15条の規定により通知します。

施設名又は事業名	
提 案 愛 称	
審 査 結 果	
決 定 事 項	

様式第7号(第18条関係)

ネーミングライツ契約解除通知書

第 号  
年 月 日

様

昭和町長

次の理由により、ネーミングライツ付与の契約解除を決定しましたので、昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第18条の規定により通知します。

施設名又は事業名	
愛 称	
契約解除年月日	年 月 日
契 約 解 除 理 由	

様式第1号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第15条関係）

様式第6号（第15条関係）

様式第7号（第18条関係）